

シーシェパードによる日本の調査捕鯨船への妨害行為に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年六月八日

林 芳 正
鶴 保 庸 介

参議院議長 西岡武夫殿

シーシェパードによる日本の調査捕鯨船への妨害行為に関する質問主意書

反捕鯨団体シーシェパードの妨害行為により、南極海での日本の調査捕鯨がやむなく中止に追い込まれた。日本の調査捕鯨は国際捕鯨取締条約に基づき正当な活動である。

暴力によるシーシェパードの一方的な妨害行為は決して許されるものではない。

日本の食文化である鯨肉とその食習慣を守るためにも日本の調査捕鯨の正当性を堂々と主張し、シーシェパードの暴挙に対して政府の毅然とした対応が求められる。

よって、次の事項について質問する。

- 一 オーストラリア政府からは違法行為を繰り返すシーシェパードに実効的な措置が未だ取られていない。政府としては「ICJ提訴」を含め、どのような抗議方法をこれまで行い、今後どのような対処を行うのか。

- 二 和歌山県の太地町は古式捕鯨発祥の地として名をはせ、紀州藩の保護もあつて「捕鯨の本場太地」は天下に名をとどろかせ今日まで引き継がれている。その伝統の太地町にシーシェパードのメンバーが多数訪れ町民に対し断続的に妨害行為を行い町としても困り果てている始末である。公海上で行われる違法行為

でなく、主権の及ぶ我が国領土内で堂々とこのような暴挙が行われることをどう考え、今後の対処方法を如何にするのか具体的に示されたい。

特に妨害行為を行っているメンバーは「観光ビザ」で入国しているということだが、これはビザ発給要件に抵触しないのか、政府の見解を示されたい。

右質問する。